

第5章 法による指導及び助言・命令等についての連携

1 耐震改修促進法による指導等の実施

沼田市においても市内の特定建築物の耐震化を促進するため、所管行政庁※である県と市が連携して対応します。

所管行政庁が所有者に対して行うこと

- 1) 指導及び助言（耐震改修促進法第15条第1項）
特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため、必要な指導及び助言をすることができます。
- 2) 指示（耐震改修促進法第15条第2項）
一定規模以上の特定既存耐震不適格建築物（参考資料 別表-1 参照）について、必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、必要な指示をすることができます。
- 3) 公表（耐震改修促進法第15条第3項）
上記の指示を受けた特定既存耐震不適格建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができます。

2 建築基準法による勧告・命令等の実施

特定行政庁は、建築基準法第9条の4による指導及び助言を行うことができ、また、建築基準法第10条第3項による除却、改築、修繕等を行うよう命令することができることから、特定行政庁※である県と市が連携して対応します。

同様に、損傷、腐食、その他劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険であると認められる建築物については、「特定行政庁は同条第1項に基づく勧告や同条第2項の規定に基づく命令を行なうこと」とされていることから、沼田市においても特定行政庁である県と市が連携して対応します。

※所管行政庁：建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）の規定。建築主事を置く市町村の区域においてはその市町村の長で、その他の市町村の区域は都道府県の長である。（耐震改修促進法第2条）したがって、沼田市の場合は群馬県知事又は市長である。

※特定行政庁：建築基準法による規定。建築主事を置く市町村の区域においてはその市町村の長で、その他の市町村の区域は都道府県の長である。（建築基準法第2条）したがって、沼田市の場合は群馬県知事又は市長である。